

## 「税務関係書類の押印廃止制度」

令和3年度税制改正により、申告書や申請書など税務関係書類の押印義務が令和3年4月から原則廃止されています。

### 押印廃止となった理由

昨今のコロナウイルス感染症拡大防止のため、都市部を中心にテレワークが普及しています。しかし、押印のために外出せざるを得ないといった課題がありました。また、デジタル化へ移行しつつある社会では、書類はデータで管理するようになり、電子で行う業務が増加していくことが想定されます。このような観点から、税務関係書類について、「税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、現行において実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているもの等を除き、押印義務を廃止する。また、地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても、国税と同様、押印義務を廃止する。」（令和2年度12月10日自由民主党・公明党「令和3年度税制改正大綱」）というように、原則押印が廃止になりました。

### 押印廃止のタイミング

令和3年4月以降、税務署に提出する書類については、原則押印が不要です。この押印の要否の判定は、書類の提出する日が基準となります。令和2年度分の確定申告書など過年度の申告書を令和3年4月以降に提出する場合でも押印が不要です。

### 押印廃止となった書類・押印が必要な書類

ただし、すべての税務関係の書類が押印廃止となったわけではありません。

書類の内容	要否
税務関係書類全般（法人の申告、個人の確定申告、相続税・贈与税の申告など）	不要
担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類（不動産抵当権設定登記承諾書など）	要
相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類（遺産分割協議書）	

遺産分割協議書など実印を押す税務関係書類以外は基本的に押印不要となっています。

この時期に記載する年末調整関係書類（給与所得者の扶養控除等申告書等）についても「印」の印字が削除されています。国税庁のHPに掲載している申告書等の様式についても、順次押印欄のない様式に更新されています。

今後は、契約書への電子署名など税務関係書類以外への押印廃止の流れも加速していくと考えられます。